令和８年　第９回

定例総会　会議録

志布志市農業委員会

令和８年第９回　志布志市農業委員会総会議事録

招集年月日	令和８年９月18日（金）					
招集の場所	志布志市役所有明庁舎　３階会議ホール					
開閉会の日時及び宣言	開会	令和　８　年　９　月　18　日　　午前　９　時　30　分				
	閉会	令和　８　年　９　月　18　日　　午前　10　時　22　分				
応（不応）招委員並びに欠席委員 ○　出席 ×　欠席 △　不応招 公　公務欠席	議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別
	1	上野　克比古	×	11	神宮司　順子	○
	2	福岡　裕幸	○	12	畑山　豊子	○
	3	有馬　實彦	○	13	宮脇　茂樹	○
	4	萩迫　修作	○	14	平井　利昭	○
	5	吉野　寅三	○	15	坪山　博志	○
	6	坂中　則雄	○	16	平川　眞由美	○
	7	柳井　義郎	○	17	福岡　剛	○
	8	宮脇　勇	○	18	中之内　瑞穂	○
	9	隈元　健二	○	19	小園　広行	○
	10	杤山　信彦	○	20	福留　幸嘉	×
会議録署名委員	席番　７　番	柳井　義郎		席番　８　番	宮脇　勇	
職務のため出席した者職氏名	事務局長	高野		農地ＧＳＬ	仮屋	
	主任主査	牛込		主　事	花木	
	主　事	中吉		主　事	河野	
委員会日程名	別紙のとおり					

農地利用最適化推進委員

番 号	氏　　名	出欠の別	番 号	氏　　名	出欠の別
1	脇田　廣昭	×	9	鎌田　勝利	○
2	工藤　雅彦	×	10	大田　唯春	○
3	嶽　利浩	○	11	本田　浩昭	○
4	今市　光則	○	12	春田　豊美	○
5	池袋　良子	○	13	圓福　悟	○
6	谷宮　誠實	○	14	垣内　りえ子	○
7	下山　重治	○	15	竹吉　雄二	○
8	道山　幸治	○	16	山下　直樹	○

会議に付した事件	議案第49号　農業振興地域整備計画変更協議に係る意見について（継続審議） 議案第52号　地域農業経営基盤強化促進計画変更（案）に係る意見について（継続審議） 議案第53号　農地法第３条の規定による許可申請について 議案第54号　農業振興地域整備計画変更協議に係る意見について 議案第55号　農地法第５条の規定による許可申請について 議案第56号　農用地利用集積等促進計画（案）の承認について

議長	萩迫	ただいまから、令和８年第９回志布志市農業委員会定例総会を開会いたします。 上野委員、福留委員から欠席の届出がございました。 また、本日出会を要請しておりました農地利用最適化推進委員のうち、脇田委員、工藤委員から欠席の届出がございました。 日程第１、議事録署名委員の指名をいたします。 志布志市農業委員会、会議規則第 24 条の規定により、席番７番、柳井委員と、席番８番、宮脇勇委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。 日程第２、会期の決定についてを議題といたします。 お諮りします。会期は本日１日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
会場	委員	（会場　異議なし）
議長	萩迫	異議なしと認めます。 よって、会期は本日１日限りと決定いたします。 日程第３、休会中の報告を行います。 最初に、宮脇勇委員の報告を２件まとめてお願いいたします。
委員	宮脇勇	去年９月から預かっています〇〇さんの分ですが、こちらはまた９月の初めに、一応２人連れて行ったのですけど、やはり山際で日も当たらなく、落ち葉が落ちるということで、やっぱり断られました。 ですので、来月にはもう打ち切りにしたいと思います。 一応まだ本人とは電話連絡がついていませんので、会ってから話して来月には打ち切りの方向で検討したいと思います。 もう１件の〇〇さんの分ですが、これは今年の４月に預かったのですけど、５月に４人ほど現場に連れて行って話をして、みんな断られたのですが、９月の初めにパトロールで回ってみたら、今は作付けされていました。 ちょっと私その内容がわからなかったので、〇〇さんの方に聞きましたら、何か、あっせんの方はやめて、小作に切り替えて、土地の前の人が借りて作っているとの話ですので、これも本人と話して、打ち切りの方で検討したいと思います。以上です。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。 次に、福岡裕幸委員の報告をお願いいたします。
委員	福岡裕幸	〇〇さんの分ですが、活動を継続しているのですが、買い手がなかなか見つからず難しい状況です。 引き続き活動を継続していきたいと思います。以上報告を終わります。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。 次に、隈元委員の報告をお願いいたします。
委員	隈元	〇〇さんの分ですが、なかなか住宅の件で話が進んでいませんので、もう少し活動したいと思います。以上です。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。 次に、小園委員の報告をお願いいたします。
委員	小園	総会で依頼のありました〇〇さんの分ですけども、圃場がコの字型で荒廃

	農地がありまして、なかなか話の交渉ができない段階で、今進めてるとこなんですけど、引き続き活動を続けていきたいと思います。以上です。
議長　　萩迫	次に、私の関係分について報告いたします。 ９月１日、事務打合せを、８日、議案打合せをそれぞれ事務局にて、同じく１日、上野委員と、農地所有適格法人現地確認を、泰野地区の法人事務所にて、行いました。また、２日を皮切りに、令和８年度志布志市秋季畜産品評会が地区ごとに開催されましたので、それぞれ記載のとおり参加いたしました。 なお、委員、推進委員が出席した会議等について報告いたします。 ８月 31 日から９月１日にかけて、いちき串木野市で開催されました鹿児島県農業委員会女性委員の会総会・研修会に神宮司委員、畑山委員、平川委員、池袋委員、垣内委員が出席いたしました。 以上で、報告を終わります。 次に、日程第４、継続審議となっていました、議案第 49 号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見についてを議題とします。 ５ページ、番号９番を審議いたします。事務局の報告をお願いいたします。
事務局　牛込	継続審議となっていました議案第 49 号、番号９番について報告いたします。 番号９番は、令和８年第８回志布志市農業委員会定例総会において提出されましたが、申請の内容に疑義が生じたため、審議保留となっておりました。 この件につきまして、昨日、申請人から内容見直しの話が農政畜産課にあったところです。 そのことから取り下げまでには至ってないことから、今回も審議保留として提案いたします。よろしくお願いいたします。
議長　　萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場　　委員	（会場　　なし）
議長　　萩迫	ご意見もないようですので、事務局から継続審議という提案がありましたが、ご異議ございませんか。
会場　　委員	（会場　　異議なし）
議長　　萩迫	異議なしと認めます。 よって、日程第４、議案第 49 号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見については、継続審議とすることに決定いたしました。 次に、日程第５、議案第 52 号、地域農業経営基盤強化促進計画変更（案）に係る意見についてを議題とします。 ７ページ、番号５番を審議いたします。 番号５番は、先ほどの議案第 49 号、農業振興地域整備計画変更協議に係る番号９番で審議されましたところの地域農業経営基盤強化促進計画変更でございますが、同じく継続審議としたいと思います。 これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場　　委員	（会場　なし）
議長　　萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これで決定することに、ご異

	議ございませんか。
会場　　委員	（会場　異議なし）
議長　　萩迫	異議なしと認めます。
	よって、日程第５、議案第 52 号、地域農業経営基盤強化促進計画変更（案）に係る意見については、農業委員会としては、継続審議とすることに決定いたしました。
	次に、日程第６、議案第 53 号、農地法第３条の規定による許可申請についてを議題とします。
	まずは、９ページ、番号 117 番と、番号 118 番につきましては、譲受人が同一でありますので、一括して報告を受け、審議したいと思いますが、ご異議ございませんか。
会場　　委員	（会場　異議なし）
議長　　萩迫	異議なしと認めます。
	よって、番号 117 番と番号 118 番につきましては、一括して報告を受け、審議することといたします。
	それでは、事務局の報告を２件まとめてお願いいたします。
事務局　花木	それでは、議案第 53 号、農地法第３条の規定による許可申請の番号 117 番・番号 118 番について、ご説明申しあげます。議案書は９ページ、総会資料は５ページから８ページです。
	まず、番号 117 番は共有名義の所有権移転です。譲渡人は、野神にお住まいの〇〇さん 78 歳と同じく野神にお住まいの〇〇さん 71 歳で、譲受人は、東串良町にお住まいの〇〇さん 67 歳と〇〇さんです。〇〇さん分の持分２分の１の所有権移転となります。
	申請地は、記載されているとおりでございますが、自宅から車で約 20 分のところにあります。
	申請事由は、兄弟間による贈与・受贈でございます。そのため本日はお呼びしておりません。
	次に、番号 118 番は個人名義の所有権移転です。譲渡人は、〇〇さんで、譲受人は、先ほどと同じく〇〇さんです。
	申請地は、記載されているとおりでございますが、自宅から車で約 20 分のところにあります。
	申請事由は、兄弟間による贈与・受贈でございます。
	譲受人の〇〇さんは、確認したところ認定農業者ではありませんが、息子さんが認定農業者であり、二人で畜産をされています。申請地には牧草を作付けするとのことです。
	また、トラクターを３台、牛を 35 頭所有しています。
	以上のことにより、農地法第３条第２項各号には該当しないため３条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。
	以上で、番号 117 番・番号 118 番について説明を終わります。
	ご審議方、よろしくお願いいたします。
議長　　萩迫	はい、ご苦労さまでした。はじめに、番号 117 番につきまして、何かご意

	見ございませんか。
会場　　委員	（会場　なし）
議長　　萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場　　委員	（会場　異議なし）
議長　　萩迫	異議なしと認めます。 次に、番号118番につきまして、何かご意見ございませんか。
会場　　委員	（会場　なし）
議長　　萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場　　委員	（会場　異議なし）
議長　　萩迫	異議なしと認めます。 次に、番号119番と、10ページ、番号120番につきましては、譲受人が同一でありますので、一括して報告を受け、審議したいと思いますが、ご異議ございませんか。
会場　　委員	（会場　異議なし）
議長　　萩迫	異議なしと認めます。 よって、番号119番と番号120番につきましては、一括して報告を受け、審議することといたします。 なお、番号119番と番号120番につきましては、〇〇委員に関係がございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、〇〇委員には、ここで退席をお願いいたします。
会場	（〇〇委員　退席）
議長　　萩迫	それでは、神宮司委員の報告を２件まとめてお願いいたします。
委員　　神宮司	会長より依頼のありました番号119番と番号120番を報告いたします。 議案書は９ページから10ページ､総会資料も９ページから10ページです。 まず、番号119番の譲渡人は、有明町野井倉〇〇番地にお住まいの〇〇さん 81 歳。譲受人は、志布志町安楽の平城にあります株式会社〇〇　代表取締役〇〇さん75歳です。 申請地は、議案書に記載されているとおりです。 法人事務所から５分以内のところにあります。 申請事由は、譲渡人につきましては、農業廃止、譲受人につきましては、規模拡大でございます。 次に、番号120番の譲渡人は、有明町野井倉〇〇番地にお住まいの〇〇さん、81歳。譲受人は、先ほどの番号119番と同じく株式会社〇〇　代表取締役〇〇さんです。 番号119番の〇〇さんと〇〇さんは、夫婦であります。 申請地は、議案書に記載されているとおりで、法人事務所から５分以内のところにあります。 申請事由は、譲渡人につきましては、農業廃止、譲受人につきましては、規模拡大でございます。

	株式会社〇〇は、農地所有適格法人で、代表者と家族と従業員５名で、お茶、水稲を栽培しており、申請地には、お茶を作付けする予定とのことです。 なお、1271 番４につきましては、耕作放棄地です。民家の庭先で、道路幅が狭く、トラクター等の出入りが困難のため、果樹を検討中とのことです。 また、トラクター３台、耕運機４台、自走式田植え機１台、コンバイン１台を保有しております。 以上のことにより、農地法第３条第２項各号には該当しないため、３条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。 ご審議方、よろしくお願いいたします。
議長　萩迫	はい、ご苦労さまでした。はじめに、番号 119 番につきまして、何かご意見ございませんか。
会場　委員	（会場　なし）
議長　萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場　委員	（会場　異議なし）
議長　萩迫	異議なしと認めます。 次に、番号 120 番につきまして、何かご意見ございませんか。
会場　委員	（会場　なし）
議長　萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場　委員	（会場　異議なし）
議長　萩迫	異議なしと認めます。ここで、〇〇委員の入室を許可いたします。
会場	（〇〇委員　入室）
議長　萩迫	次に、番号 121 番について、審議いたします。それでは、池袋委員の報告をお願いいたします。
委員　池袋	会長より依頼のありました番号 121 番を報告いたします。 議案書は 10 ページ、総会資料は 11 ページです。 譲渡人は、鹿児島市本名町にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、松山町尾野見にお住まいの〇〇さんです。 申請地は、議案書に記載されているとおりです。 譲受人宅からは、５分のところにあります。 申請事由は、譲渡人につきましては、相手方の要望、譲受人につきましては、規模拡大でございます。 〇〇さんは、認定農業者であり、奥さんと従業員７人で、甘藷を主に栽培しており、申請地にも甘藷を作付する予定とのことです。 また、トラクター６台、芋掘りハーベスター、タイヤショベル、２トントラック、軽トラ２台を保有しています。 以上のことにより、農地法第３条第２項各号には該当しないため、３条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。 ご審議方、よろしくお願いいたします。
議長　萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。

会場	委員	（会場　なし）
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	（会場　異議なし）
議長	萩迫	異議なしと認めます。 次に、11 ページ、番号 122 番について、審議いたします。それでは、吉野委員の報告をお願いいたします。
委員	吉野	会長より依頼のありました番号 122 番を報告いたします。 議案書は 11 ページ、総会資料は 12 ページです。 譲渡人は、安楽の安良集落にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、安楽の平城集落にお住まいの〇〇さん 44 歳です。 申請地は、議案書に記載されているとおりで、譲受人宅から 200ｍのところにあります。〇〇さんは、私の隣に住んでおります。 申請事由については、譲渡人については、相手方の要望、譲受人については、規模拡大でございます。 〇〇さんは、認定農業者で、夫婦で、焼酎用甘藷を主に栽培しており、この土地にも甘藷が植えつけされております。 トラクター５台、田植え機、コンバイン、ハーベスタを保有しております。 この土地は、〇〇さんの親、〇〇さん時代から、〇〇さんが借りて、甘藷をずっと植えております。 〇〇さんが親からの相続が済んで、今回の申請になったところでございます。 以上のことにより、農地法第３条第２項各号には該当しないため、３条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。 以上報告を終わります。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	（会場　なし）
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	（会場　異議なし）
議長	萩迫	異議なしと認めます。 次に、番号 123 番について、審議いたします。それでは、柳井委員の報告をお願いいたします。
委員	柳井	会長より依頼のありました番号 123 番を報告いたします。 議案書は 11 ページ、総会資料は 13 ページです。 譲渡人は、千葉県千葉市にお住まいの〇〇さん、75 歳で、譲受人は、志布志町帖〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん、66 歳です。 申請地は、議案書に記載されているとおりで、譲受人宅からは約 15 分のところにあります。 申請事由は、譲渡人につきましては、贈与、譲受人につきましては、受贈でございます。

		○○さんは、認定農業者ではありませんが、兼業で水稲を 25ａ作付けされており、申請地にも水稲を作付けされていました。 また、トラクター１台、田植え機、コンバイン等を保有されています。 以上のことにより、農地法第３条第２項各号には該当しないため、３条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。 ご審議方、よろしくお願いいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	（会場　なし）
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	（会場　異議なし）
議長	萩迫	異議なしと認めます。 次に、番号 124 番について、審議いたします。それでは、小園委員の報告をお願いいたします。
委員	小園	会長より依頼のありました番号 124 番を報告いたします。 議案書は 11 ページ、総会資料は 14 ページです。 譲渡人は、鹿児島市本名町にお住まいの○○さんです。 譲受人は、志布志市志布志町帖の宝満集落にお住まいの○○さんです。 申請地は、議案書に記載されているとおりです。 譲受人宅から 15 分、松山町尾野見の福留自動車工場より西へ１、２分のところにあります。 申請事由は、譲渡人につきましては、相手方の要望、譲受人につきましては、規模拡大でございます。 ○○さんは、認定農業者であり、ご両親と夫婦４人と、常時雇用者３名で、ピーマン、キュウリ、じゃがいもを主に栽培しております。 申請地にも、じゃがいもを作付する予定とのことです。 また、トラクター７台、管理機３台を保有しています。 以上のことにより、農地法第３条第２項各号には該当しないため、３条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。 ご審議方、よろしくお願いいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	（会場　なし）
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	（会場　異議なし）
議長	萩迫	異議なしと認めます。 次に、12 ページ、番号 125 番について、審議いたします。それでは、有馬委員の報告をお願いいたします。
委員	有馬	会長より依頼のありました番号 125 番を報告いたします。 議案書は 12 ページ、総会資料は 15 ページです。 譲渡人は、愛知県清須市にお住まいの○○さん 70 歳、譲受人は、志布志

	市志布志町内之倉の〇〇さん 80 歳です。 申請地は、議案書に記載されているとおりでございます。 譲受人の自宅からは、約 20mのところにあり、申請事由は、譲渡人につきましては、贈与、譲受人につきましては、受贈でございます。 〇〇さんは、農業従事者で、甘藷約 67 a を栽培しておりますが、申請地については、野菜類を作付するとのことです。 また、農業機械については、トラクター１台、軽トラックを保有しております。 〇〇氏は、80 歳と高齢ではありますが至って元気で、子供夫婦が同居されているので、労働力は特に問題ないと考えられます。 以上のことにより、農地法第３条第２項各号には該当しないため、３条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。 ご審議方、よろしくお願いいたします。
議長　萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場　委員	（会場　なし）
議長　萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場　委員	（会場　異議なし）
議長　萩迫	異議なしと認めます。 次に、番号 126 番について、審議いたします。それでは、中之内委員の報告をお願いいたします。
委員　中之内	会長より依頼のありました番号 126 番を報告いたします。 議案書は 12 ページ、総会資料は 16 ページでございます。 譲渡人は、鹿児島市本名町にお住まいの〇〇さんで、譲受人につきましては、有明町伊崎田にあります株式会社〇〇　代表取締役〇〇さんでございます。 申請地は、議案書に記載されているとおりでございます。 譲受人宅から、車で約 20 分のところにあります。 申請事由ですが、譲渡人につきましては、相手方の要望、譲受人につきましては、規模拡大でございます。 株式会社〇〇さんは、農地所有適格法人で、代表者と家族３名、従業員２名で、お茶と大麦若葉を主に栽培されており、申請地には、お茶を作付けする予定でございます。 また、トラクター４台、耕運機１台、自走式田植え機１台、摘採機３台などを所有されております。 以上のことにより、農地法第３条第２項各号には該当しないため、３条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。 ご審議方、よろしくお願いいたします。
議長　萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場　委員	（会場　なし）
議長　萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議

	ございませんか。
会場　委員	（会場　異議なし）
議長　萩迫	異議なしと認めます。 次に、番号127番について、審議いたします。それでは、同じく中之内委員の報告をお願いいたします。
委員　中之内	会長より依頼のありました番号127番を報告いたします。 議案書は12ページ、総会資料は17ページでございます。 譲渡人は、宮崎県都城市簑原町にお住まいの○○さんで、譲受人は、有明町伊﨑田にお住まいの○○さんでございます。 申請地は、議案書に記載されているとおりでございますが、譲受人宅から車で５分のところにあります。 申請事由ですが、譲渡人につきましては、農業廃止、譲受人につきましては、規模拡大でございます。 ○○さんは、認定農業者であり、奥さんと２人でお茶を栽培されております。 申請地にもお茶を作付けする予定とのことでございます。 また、トラクター１台、耕運機１台、管理機２台、防除機１台などを所有されております。 以上のことにより、農地法第３条第２項各号には該当しないため、３条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。 ご審議方、よろしくお願いいたします。
議長　萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場　委員	（会場　なし）
議長　萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場　委員	（会場　異議なし）
議長　萩迫	異議なしと認めます。 次に、13ページ、番号128番について、審議いたします。それでは、宮脇茂樹委員の報告をお願いいたします。
委員　宮脇茂樹	会長より依頼のありました番号128番を報告いたします。 議案書は13ページ、総会資料は18ページです。 譲渡人は、有明町野井倉の野吉集落にお住まいの○○さんです。 譲受人は、有明町伊﨑田の伊﨑田中野集落にお住まいの○○さんです。 申請地は、議案書に記載されているとおりです。 譲受人宅からは、約５分のところにあります。 申請事由は、譲渡人につきましては、相手方の要望、譲受人につきましては、規模拡大でございます。 ○○さんは、認定農業者であり、夫婦２人で、杉、クヌギの苗の栽培をされており、申請地には杉、クヌギの苗が作付されておりました。 また、トラクター２台を保有しております。 以上のことにより、農地法第３条第２項各号には該当しないため、３条の

	適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。 ご審議方、よろしくお願いいたします。
議長　萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場　委員	（会場　なし）
議長　萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場　委員	（会場　異議なし）
議長　萩迫	異議なしと認めます。 次に、番号129番について、審議いたします。それでは、平川委員の報告をお願いいたします。
委員　平川	会長より依頼のありました番号129番を報告いたします。 議案書は13ページ、総会資料は19ページです。 譲渡人は、福岡県福岡市にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、有明町野神にあります株式会社〇〇　代表取締役〇〇さんです。 申請地は、議案書に記載されているとおりです。 譲受人松山事務所から、車で20分のところにあります。 申請事由は、譲渡人につきましては、相手方の要望、譲受人につきましては、規模拡大でございます。 株式会社〇〇は、農地所有適格法人で、代表者と作業班７人の常時雇用で、お茶を主に栽培されており、申請地にもお茶を作付する予定とのことです。 また、トラクター１台、乗用巻き取り機２台、摘採機３台、肥料散布機１台、防除機１台を保有しています。 以上のことにより、農地法第３条第２項各号には該当しないため、３条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。 ご審議方、よろしくお願いいたします。
議長　萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場　委員	（会場　なし）
議長　萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場　委員	（会場　異議なし）
議長　萩迫	異議なしと認めます。 次に、番号130番について、審議いたします。それでは、宮脇勇委員の報告をお願いいたします。
委員　宮脇勇	会長より依頼のありました番号130番をご報告いたします。 議案書は13ページ、総会資料は20ページから23ページです。 譲渡人は、有明町原田にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、有明町原田にお住まいの〇〇さんです。 申請地は、議案書に記載されているとおりです。 譲受人宅からは、200ｍのところにあります。 申請事由は、譲渡人につきましては、贈与、譲受人につきましては、受贈でございます。

	○○さんは、夫婦２人で、自家消費用の人参とピーマンを作付する予定とのことです。 今までこの土地は、残土置き場となっておりましたが、整地してありました。 以上のことにより、農地法第３条第２項各号には該当しないため、３条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。 ご審議方、よろしくお願いいたします。
議長　萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場　委員	（会場　なし）
議長　萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場　委員	（会場　異議なし）
議長　萩迫	異議なしと認めます。 次に、14 ページ、番号 131 番について、審議いたします。工藤委員が欠席のため、事務局の方で報告をお願いいたします。
事務局　花木	工藤委員に代わりまして、番号 131 番を報告いたします。 議案書は 14 ページ、総会資料は 24 ページです。 譲渡人は、曽於郡大崎町神領にお住まいの○○さんで、譲受人は、松山町新橋にあります合同会社○○　代表社員○○さんです。 申請地は、議案書に記載されているとおりです。 譲受人宅から、50ｍのところにあります。 申請事由は、譲渡人につきましては、相手方の要望、譲受人につきましては、規模拡大でございます。 合同会社○○は、農地所有適格法人で、代表者と４人で、お茶を主に栽培しており、申請地には大麦若葉を作付けする予定とのことです。 また、トラクター１台、茶管理機４台、トラック２台を保有しています。 以上のことにより、農地法第３条第２項各号には該当しないため、３条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。 以上で、番号 131 番について説明を終わります。 ご審議方、よろしくお願いいたします。
議長　萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場　委員	（会場　なし）
議長　萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場　委員	（会場　異議なし）
議長　萩迫	異議なしと認めます。 次に、番号 132 番と、番号 133 番につきましては、譲受人が同一でありますので、一括して報告を受け、審議したいと思いますが、ご異議ございませんか。
会場　委員	（会場　異議なし）
議長　萩迫	異議なしと認めます。

	よって、番号 132 番と番号 133 番につきましては、一括して報告を受け、審議することといたします。 福留委員が欠席のため、事務局の方で２件まとめて報告をお願いいたします。
事務局　花木	福留委員に代わりまして、番号 132 番と番号 133 番を報告いたします。 議案書は 14 ページ、総会資料は 25 ページから 26 ページです。 まず、番号 132 番の譲渡人は、鹿児島市本名町にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、松山町尾野見にあります有限会社〇〇　代表取締役〇〇さんです。 申請地は、議案書に記載されているとおりです。 法人事務所から車で５分のところにあります。 申請事由は、譲渡につきましては、相手方の要望、譲受人につきましては、規模拡大でございます。 次に、番号 133 番の譲渡人は、志布志町志布志にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、先ほどの番号 132 番と同じく有限会社〇〇さんです。 申請地は、議案書に記載されているとおりです。 法人事務所から車で５分のところにあります。 申請事由は、譲渡人につきましては、農業廃止、譲受人につきましては、規模拡大でございます。 〇〇は、農地所有適格法人で、代表者と従業員 11 名で、甘藷を主に栽培しており、申請地にも甘藷を作付する予定とのことです。 また、トラクター５台、コンバイン２台、田植機２台、ハーベスタ２台を保有しています。 以上のことにより、農地法第３条第２項各号には該当しないため、３条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。 ご審議方、よろしくお願いいたします。
議長　　萩迫	はい、ご苦労さまでした。はじめに、番号 132 番につきまして、何かご意見ございませんか。
会場　　委員	（会場　なし）
議長　　萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場　　委員	（会場　異議なし）
議長　　萩迫	異議なしと認めます。 次に、番号 133 番につきまして、何かご意見ございませんか。
会場　　委員	（会場　なし）
議長　　萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場　　委員	（会場　異議なし）
議長　　萩迫	異議なしと認めます。 よって日程第６、議案第 53 号、農地法第３条の規定による許可申請については、原案のとおり決定いたしました。

	次に、日程第７、議案第 54 号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見についてを議題といたします。 まずは、16 ページ、番号 11 番を審議いたします。現地を調査された平川委員の報告をお願いいたします。
委員　　平川	議案第 54 号、番号 11 番について報告いたします。 調査日は、９月７日、調査員は、有馬委員、圓福委員と私、平川です。 譲渡人は、松山町新橋にお住まいの〇〇さんです。 譲受人は、松山町新橋〇〇番地に事務所があります合同会社〇〇　代表社員〇〇さんです。 立会人は、行政書士の〇〇さんでした。 申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。 用途区分変更の目的は、農業用資材置き場、通路、スロープです。 その他として、資材置き場は茶の管理機や玉露栽培用のパイプ資材を格納するために作ってありました。 ぼかし堆肥製造の原料として、籾殻を資材置き場の方で利用されていました。 申請地の農地区分は、農用地区域内農地であり、農用地利用計画で指定された用途に供する場合は、転用の許可も可能です。 以上のことにより、調査員協議の結果、用途区分の変更及び農地転用しても、問題ないのではないかとの意見の一致を見ました。 ご審議方、よろしくお願いいたします。
議長　　萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場　　委員	（会場　　なし）
議長　　萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。用途区分の変更を認めることに、ご異議ございませんか。
会場　　委員	（会場　　異議なし）
議長　　萩迫	異議なしと認めます。 よって日程第７、議案第 54 号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見については、計画変更を認めるよう市長に提出することに決定いたしました。 次に、日程第８、議案第 55 号、農地法第５条の規定による許可申請についてを議題とします。 まずは、18 ページ、番号 29 番を審議いたします。 現地を調査された道山委員の報告をお願いいたします。
委員　　道山	議案第 55 号、番号 29 番について報告いたします。 調査日は、９月７日、調査員は、吉野委員、宮脇茂樹委員、そして私、道山、それから事務局より１名参加して調査いたしました。 総会資料につきましては、34 ページから 36 ページをご覧ください。 譲渡人は、志布志町帖にお住まいの〇〇さんです。 譲受人は、串間市大字大平にお住まいの〇〇さんです。

	立会人も、同じく〇〇さんでした。 申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりでございます。 転用の目的でございますが、山林でございます。 その他としまして、この土地に杉約530本を植林されるということでございました。 申請地の農地区分につきましては、10ha以上の広がりもなく、土地改良事業も行ってないため、第２種農地のその他の農地に該当します。 以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致を見ました。 ご審議方、よろしくお願いいたします。
議長　萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場　委員	（会場　なし）
議長　萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、ご異議ございませんか。
会場　委員	（会場　異議なし）
議長　萩迫	異議なしと認めます。 次に、番号30番を審議いたします。 番号30番は、先ほどの議案第54号、農業振興地域整備計画変更協議に係る番号11番で審議されましたところの５条申請でございます。 これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場　委員	（会場　なし）
議長　萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、ご異議ございませんか。
会場　委員	（会場　異議なし）
議長　萩迫	異議なしと認めます。 次に、番号31番を審議いたします。 現地を調査された圓福委員の報告をお願いいたします。
委員　圓福	議案第55号、番号31番について報告いたします。 調査日は、９月７日、調査員は、平川委員、有馬委員と私、圓福でございました。 譲渡人は、志布志町安楽にお住まいの〇〇さんです。 譲受人は、鹿屋市旭原町に事務所のある有限会社〇〇　代表取締役〇〇さんでございます。 立会人は、鹿屋の行政書士、〇〇事務所の〇〇さんでございました。 申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりでございます。 転用目的は、特定建築条件付売買予定地ということでございます。 住宅の排水につきましては、道路に付帯する側溝及び自然流下でございます。 申請地の農地区分は、道路で区切られた街区の面積に占める面積の割合が

	42％と、40％を超えている地域内農地にあるため、第３種農地の街区内４割超宅地化農地に該当します。 以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致を見ました。 ご審議方、よろしくお願いいたします。
議長　萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場　委員	（会場　なし）
議長　萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、ご異議ございませんか。
会場　委員	（会場　異議なし）
議長　萩迫	異議なしと認めます。 次に、19 ページ、番号 32 番を審議いたします。 現地を調査された有馬委員の報告をお願いいたします。
委員　有馬	議案第 55 号、番号 32 番について報告いたします。 調査日は、９月７日、調査員は、平川委員、圓福委員と私、有馬でございました。 譲渡人は、志布志町安楽にお住まいの〇〇さんです。 譲受人は、鹿屋市旭原町に事務所のある有限会社〇〇　代表取締役〇〇さんです。 立会人は、〇〇事務所の〇〇さんでした。 申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりでございます。 転用の目的は、建売住宅用の宅地でございます。 排水は、市の排水溝がすぐ横を通っておりますので、それを利用するとのことでございました。 それから、道路側は段差があり、ブロックを積み、敷地内の土砂等が道路、それに隣接する茶畑には流出しないよう、確認を取ったところでございます。 また、茶園での肥料散布、農薬散布、機械の騒音等についても、今後購入された方等には理解してもらうよう伝えたところでございます。 申請地の農地区分は、道路で仕切られた街区の面積に占める宅地の面積の割合が 72％と、40％を超えている区域内にある農地のため、第３種農地の街区内４割超宅地化農地に該当します。 以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致を見たところでございます。 ご審議方、よろしくお願いいたします。
議長　萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場　委員	（会場　なし）
議長　萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、ご異議ございませんか。
会場　委員	（会場　異議なし）

議長　　萩迫	異議なしと認めます。 よって、日程第８、議案第 55 号、農地法第５条の規定による許可申請については、転用を認めるよう県知事に進達することに決定いたしました。 次に、日程第９、議案第 56 号、農用地利用集積等促進計画(案)の承認についてを議題とします。 はじめに、農用地利用集積等促進計画のうち、所有権の移転について事務局の説明を求めます。
事務局　河野	議案第 56 号、農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、促進計画（案）のうち、所有権移転分について、ご説明いたします。 議案書 21 ページ、農用地利用集積等促進計画（案）の総括表の所有権の移転をご覧ください。 今回の促進計画（案）は、所有権移転の予定時期が公社の買入が令和８年度の 12 月１日、公社の売渡が 12 月 31 日となる一括方式で、所有権を移転する者は３人、所有権の移転を受ける者は１人、面積は畑が４筆で 14,139 ㎡でございます。 所有権移転の詳細につきましては、議案書 22 ページに掲載してございますので、お目通しください。 以上で、説明を終わります。ご審議方、よろしくお願いいたします。
議長　　萩迫	ただいま事務局から説明がありました所有権の移転について、審議いたします。 まずは、22 ページ、番号１番から番号４番までと 21 ページの総括表につきまして、何かご意見ございませんか。
会場　　委員	（会場　なし）
議長　　萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場　　委員	（会場　異議なし）
議長　　萩迫	異議なしと認めます。 次に、利用権の設定について、事務局の説明を求めます。
事務局　中吉	議案第 56 号の農用地利用集積等促進計画（案）の利用権の設定分について、ご説明申し上げます。 議案書は、23 ページから 30 ページとなっております。 まずは、議案書 23 ページの総括表の利用権の設定分をご覧ください。今回の促進計画（案）は、始期が令和８年度の 12 月１日となるもので、鹿児島県地域振興公社が中間管理権を取得し、耕作者に配分する農地の面積は、田が 91,199 ㎡、畑が 288,655 ㎡、樹園地が 21,542 ㎡、その他が 5,719 ㎡で、合計しますと 407,115 ㎡となっております。農地の地権者数は 80 名、耕作者となる配分予定者は 49 名です。 借り手となる耕作者は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第５項の要件である耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事すると認められるため、特に問題はないと考えます。

	以上で、議案第 56 号、農用地利用集積等促進計画（案）の利用権の設定分について説明を終わります。 ご審議方、よろしくお願いいたします。
議長　萩迫	ただいま事務局から説明がありましたが、24 ページ、番号１番から番号５番につきましては、〇〇委員に関係がございますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、〇〇委員には、ここで退席をお願いいたします。
会場	（〇〇委員　退席）
議長　萩迫	それでは、番号１番から番号５番について、何かご意見ございませんか。
会場　委員	（会場　なし）
議長　萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場　委員	（会場　異議なし）
議長　萩迫	異議なしと認めます。ここで、〇〇委員の入室を許可いたします。
会場	（〇〇委員　入室）
議長　萩迫	それでは、番号６番から、30 ページ、番号 214 番までと、23 ページ、総括表につきまして、何かご意見ございませんか。
会場　委員	（会場　なし）
議長　萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これで決定することに、ご異議ございませんか。
会場　委員	（会場　異議なし）
議長　萩迫	異議なしと認めます。 よって、日程第９、議案第 56 号、農用地利用集積等促進計画(案)の承認については、提案のとおり決定いたしました。 以上で、全日程を終了いたしました。これで、本日の会議を終了いたします。ご苦労様でした。

	上記会議の経過は、事務局長高野が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証明するため署名する。 議　長 委　員 委　員